

令和8年度 新発田市住宅リフォーム支援事業（防災住宅） 募集要領

【目次】

1	制度の概要	P2
2	補助対象者	P2
3	補助対象建物	P2
4	補助対象工事	P3
5	工事施工者の条件	P3
6	補助金額	P3
7	補助金額の例	P3
8	補助対象となる工事の種類	P4
9	募集形式、受付期間、手続きの流れ等	P5
10	交付申請	P7
11	交付変更申請	P8
12	交付申請の取下げ、交付決定の取止め	P8
13	完了実績報告	P8
14	補助金の請求	P9
15	新発田市の住宅リフォームに関するその他の補助・融資制度	P9

HPはこちら



住宅リフォーム
補助金総合ページ

防災住宅リフォーム
単 独 ペ ー ジ

【問合せ先・申請受付窓口】

新発田市役所 建築課 建築審査係 電話 0254-26-3557（直通）
新発田市中心街5丁目2番13号 地域整備庁舎2階

1. 制度の概要

市では現存する住宅の長寿命化等を進め、空き家の発生抑制及び市民の住環境向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的に、令和8年度「新発田市住宅リフォーム支援事業」を実施します。

この事業は、近年激甚化する自然災害に対応するため、防災対策工事を実施したいと計画されている方に対して、市内の工事施工者に依頼してリフォーム工事を実施する場合に、当該工事に要した費用の一部を補助金として交付するものです。

ご不明な点については、お問い合わせいただくか建築課窓口までお越しください。

2. 補助対象者

- ・防災住宅リフォーム工事を行う「個人住宅」又は「併用住宅」等に**居住する者***1
 - ・当市に住民登録をしている者*1で、令和8年4月1日現在において15歳以上の者
 - ・申請日時点の住所地における市区町村税を滞納していない者
 - ・新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者
- ※1：リフォーム後に居住（住民登録）を予定する者を含みます。

【注意事項】

- ◆ 過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがある者も補助対象となります。
- ◆ 補助金は、完了実績報告時に提出する補助金請求書に記載された補助対象者名義の指定口座へ振込みます。したがって、補助対象者以外のご家族の口座に振込むことはできません。
- ◆ 住宅の所有者以外の居住者が補助金申請を行う場合、あらかじめ所有者に対し、リフォーム工事を実施することの承諾を得てください。

3. 補助対象建物

- ・市内に所在し、個人が所有する住宅*2
- 過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがある住宅*2も対象です。

※2：住宅とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋及び共同住宅（賃貸住宅又は別荘は補助対象外）のことをいい、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、構造は問いません。また、所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住する住宅（リフォーム後に居住（住民登録）を予定している住宅を含む）に限ります。



*イラストはAIにより生成したイメージです。

【注意事項】

- ◆ 住宅と接続されていない別棟の附属屋（自動車車庫、物置等）は、補助対象外です。
- ◆ 併用住宅の場合、補助対象は「住宅部分」に限ります。
- ◆ 共同住宅等のリフォームは、「専有部分」に限ります。管理規約等の定めにより、工事を制限している場合がありますので、あらかじめ管理組合等へご確認ください。

4. 補助対象工事

- ・「8.補助対象となる工事の種類」（4ページを参照）の対象部分のいずれかに該当する工事内容であること
- ・補助対象工事に要する費用が、10万円(消費税含む)以上であること
- ・完了実績報告（必要添付書類を含む）を令和9年3月5日(金)までに提出できること

【注意事項】

- ◆ 既に工事に着手している箇所、または工事が完了している箇所は、補助対象外です。

5. 工事施工者の条件

工事施工者は、「市内に本社を有する法人事業者」又は「市内に住所を有する個人事業者」であること。

【注意事項】

- ◆ 本社が新発田市外で、新発田市内に営業所登録している法人事業者または個人事業者は補助の対象外です。

6. 補助金額

- 補助率及び補助上限金額は、下表のとおりです。

◎ 一般枠	補助率20%、補助上限金額15万円
◎ 一定要件枠 下表1～4のいずれかの要件に該当する場合	補助率25%、補助上限金額20万円

一定要件枠

1. 三世代同居世帯

親、子、孫等の三世代で構成される世帯

※ 令和8年4月1日現在、18歳以上から75歳未満の者のみで構成させる世帯に限る。

2. 高齢者世帯

次の者が属している世帯

- 令和8年4月1日現在、75歳以上の者

3. 障がい者世帯

次のいずれかの手帳を所持する者が属している世帯

- 身体障害者手帳1級又は2級
- 療育手帳A

※ 精神障害者保健福祉手帳は対象外です。

4. 子育て世帯

次のいずれかの者が属している世帯

- 令和8年4月1日現在、18歳未満の者
- 申請時に妊娠している者

- ◇ 補助対象となる工事費には、消費税を含みます。

- ◇ 補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の金額を切捨てします。

7. 補助金額の例

- リフォーム工事費が税込50万円の場合の補助金額は、下表のとおりです。

一般枠 (補助率20%、補助上限金額15万円)	一定要件枠 (補助率25%、補助上限金額20万円)
工事費50万円×補助率20%=10万円 ▶ 補助金額は10万円	工事費50万円×補助率25%=12.5万円 ▶ 補助金額は12万5千円

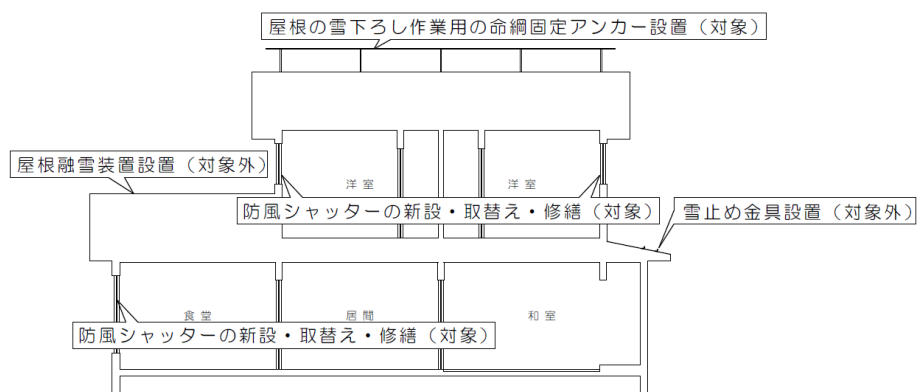
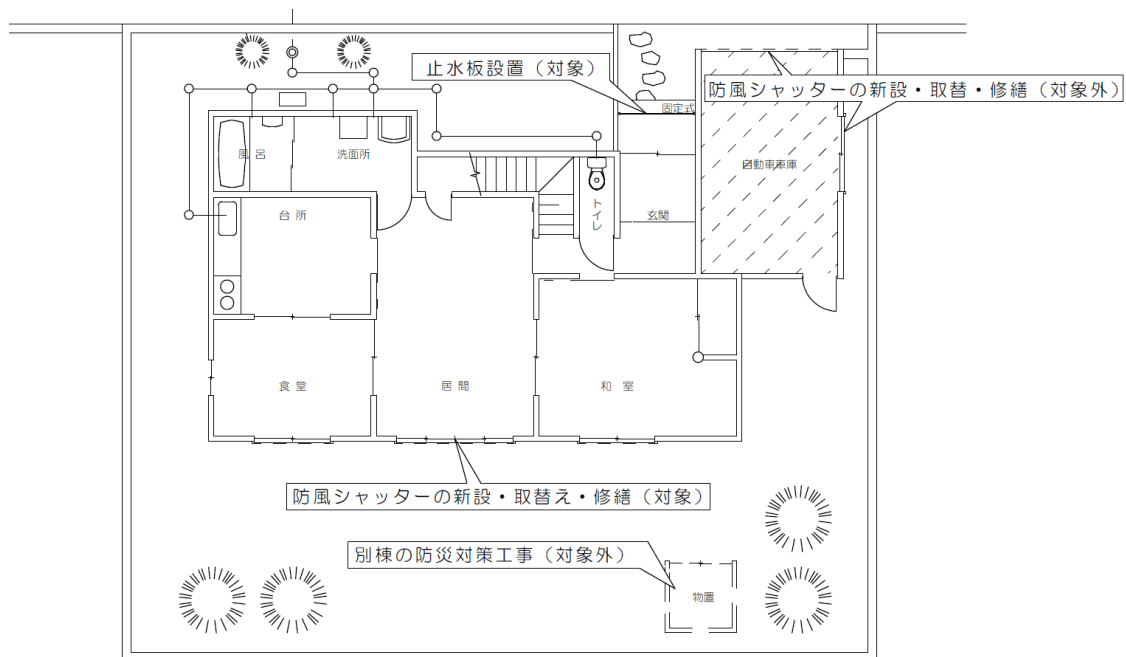
- ◇ 一般枠は工事費75万円、一定要件枠は工事費80万円で補助上限金額に達します。

8. 補助対象となる工事の種類

○ 補助対象工事の可否は、下表のとおりです。

工事種別	補助対象工事	補助対象外工事
雪害 対策工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の雪下ろし作業用の命綱固定アンカー設置工事 <p style="text-align: center;">雪下ろし用命綱固定アンカー</p>  <p style="text-align: center;">*イラストはAIにより生成したイメージです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根融雪装置設置工事 ・雪止め金具設置工事 <p style="text-align: right;">※3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一般住宅リフォーム補助金又は中古住宅リフォーム補助金の対象です。</p> </div>
水害 対策工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害を軽減するための止水板設置工事  <p style="text-align: center;">*イラストはAIにより生成したイメージです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を伴わない、土嚢及び移動式止水板の設置工事
強風害 対策工事	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの破損防止のための防風シャッターまたは雨戸の設置工事  <p style="text-align: center;">*イラストはAIにより生成したイメージです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目隠しルーバー設置工事 ・住宅内部に組み込まれた自動車車庫又は物置等に設置するもの ・風除室の増設工事

※3 詳しくは、9ページの担当課へお問い合わせください。

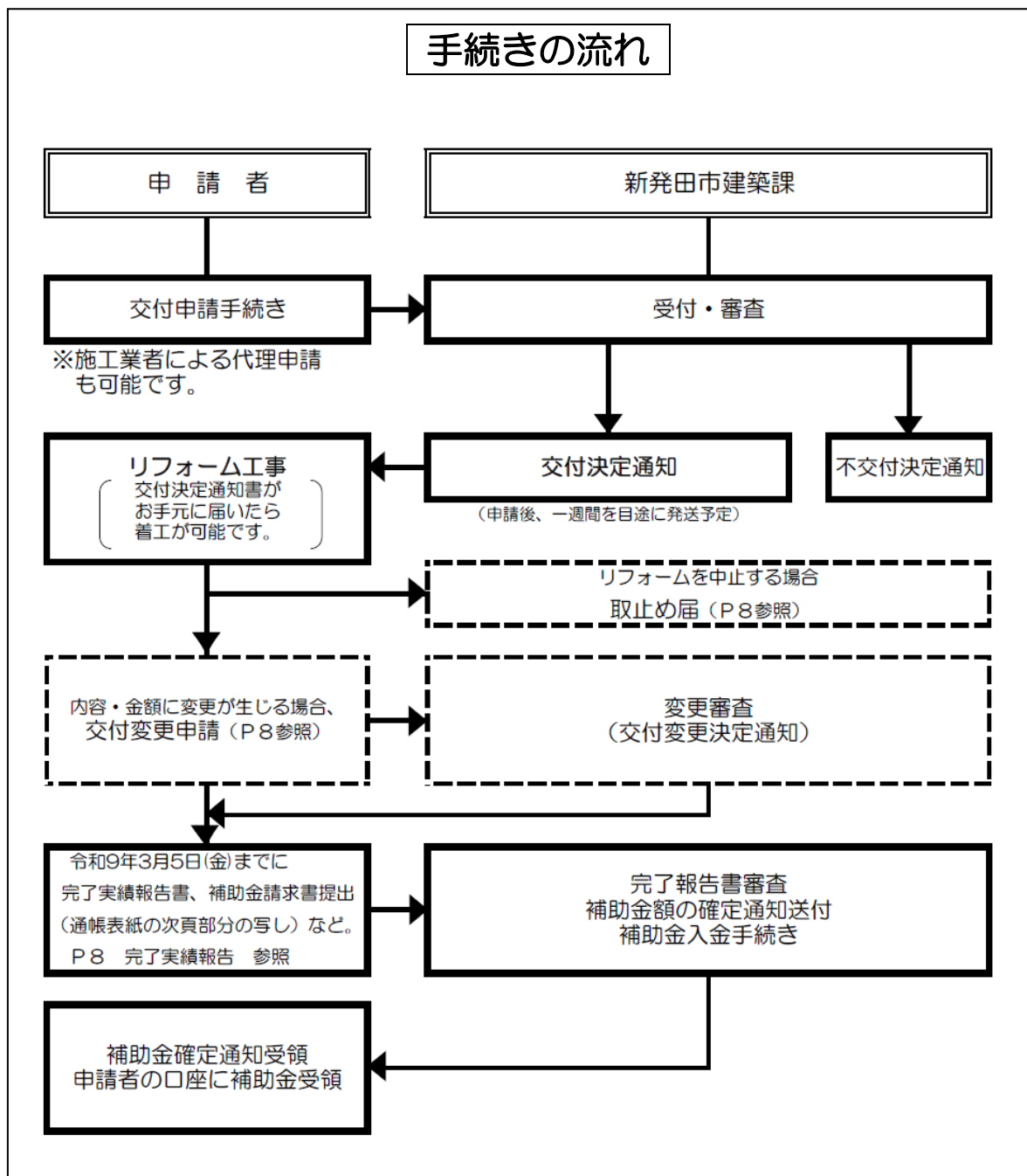


9. 募集形式、受付期間、手続きの流れ等

「先着順」で受付します。この事業の流れについては、「手続きの流れ」(6ページ)をご参照ください

- ・ 募集件数 3件程度 (予算額 50万円)
- ・ 受付日時 令和8年4月13日(月) から 11月30日(月)まで
※ 予算額に達し次第、受付を終了します。
- ・ 受付時間 8時30分から 17時15分まで ※土・日曜日を除く
- ・ 受付場所 新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階 建築課窓口
- ・ 工事着手 交付申請手続き後、交付決定通知書がお手元に届くまで、工事に着手することはできません。なお、事前着工が発覚した場合、補助金を交付することができません。
- ・ 工事完了 令和9年3月5日(金)までに完了実績報告書を提出してください。

手続きの流れ



- ◇ 交付申請書類で、審査に必要な追加資料を求める場合があります。
- ◇ 交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。(8ページを参照)

10. 交付申請

○ 交付申請

募集期間内の4月13日(月)から11月30日(月)までに、交付申請書に必要な書類を添付のうえ、交付申請の手続きを行ってください。交付申請後、市は申請内容の審査を実施し、「交付決定通知書」又は「不交付決定通知書」を郵送します。交付決定通知書が届きましたら工事を開始してください。

【注意事項】

- ※ 交付申請は、ご家族の方や工事施工者の方による代理申請も可能です。
- ※ 交付決定通知書到着前に工事着手した場合、補助金を交付することができません。
- ※ 建築基準法に適合しないリフォームにならないよう、必要に応じて事前に建築士等の詳しい専門家にご確認ください。

○ 交付申請に必要な書類等

- (1) 新発田市防災住宅リフォーム補助金交付申請書(第17号様式)
 - (2) 市内施工者による防災住宅リフォーム工事の見積書の写し
 - ・ 明細が記載され、工事内容が確認できるもの
 - ・ 施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
 - ・ 見積りの有効期限内のもの
 - (3) 防災住宅リフォーム工事を行う箇所の工事前の現況写真
 - ・ 各工事箇所の写真を添付してください。
 - (4) 対象となる住宅の案内図
 - (5) 申請日時点における居住地の市区町村税の納税通知書(交付申請年度の前年度までの納税状況の記載があるもの)
 - 新発田市民の方・・・本庁舎 税務課窓口及び豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所の各窓口にて。
 - 新発田市外の方・・・現住所地の市区町村から。
 - (6) 一定要件枠の諸条件を確認するための書類等
 - A) 三世帯同居世帯に該当する場合
 - ・ 住民票^{※3}(続柄^{つづきがら}の記載のあるもの)
 - B) 高齢者世帯に該当する場合
 - ・ 住民票^{※3}、医療保険被保険者証、介護保険被保険者証等の写しで年齢の分かるもの
 - C) 障がい者世帯に該当する場合
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳の写し
 - D) 子育て世帯に該当する場合
 - ・ 住民票^{※3}、健康保険証等、母子健康手帳(表紙並びに住所及び氏名が確認できる部分に限る。)の写し
 - ・ 医師若しくは助産師の妊娠証明書
- ※3: 住民票は申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- (7) その他市長が必要と認める書類(※必要な方には別途お知らせします)

【注意事項】 交付申請を受付できないケースの例

- ◆ 添付書類に不足がある場合
- ◆ 見積書の内訳明細に記載不備や不明な点があり、審査できないと判断された場合
- ◆ 見積書に検算ミスがあるもの
- ◆ 見積書の発行日や有効期限が無記入のもの
- ◆ 補助対象工事の写真が不足している場合や、補助対象工事の箇所が確認できないもの(工事前の外観写真のみでは、工事部分の状況判断が難しい場合は、ご相談ください。)

11. 交付変更申請

○ 交付変更申請

交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。

交付変更申請の内容によっては、当初より補助対象工事費が増額となる場合があります。しかし、限られた予算の範囲でより多くの方に補助金を交付していることから、内容の変更や追加に伴う補助金額の増額はできませんのでご承知おきください。

なお、交付変更申請の内容により補助対象工事費が減額した場合、当初交付決定金額より補助金を減額することがあります。

○ 交付変更申請に必要な書類等

- (1) 新発田市防災住宅リフォーム補助金交付変更申請書（第 20 号様式）
- (2) 市内施工者による防災住宅リフォーム工事の見積書の写し
 - ・ 明細が記載され、変更後の工事内容が確認できるもの
 - ・ 施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
 - ・ 見積りの有効期限内のもの
- (3) 防災住宅リフォーム工事を行う箇所を変更する場合、その箇所の工事前の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類（※必要な方には、別途お知らせします）

12. 交付申請の取下げ、交付決定の取止め

交付申請後、当市の審査中において、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、取下げの届出手続きを速やかに行ってください。（第 22 号様式）

交付決定を受けた後に、やむを得ない事情で工事が実績報告提出期限までに完成しない場合、又は中止しなければならない等の事情が生じた場合は、速やかに取止めの届出書を提出してください。（第 22 号様式）

また、リフォーム工事が一部施工された部分（未完成部分）について、部分払いは行いません。

13. 完了実績報告

提出期限：令和9年3月5日(金)

リフォーム工事が終わり次第、完了実績報告書に必要な書類を添付のうえ、実績報告の手続きを行ってください。手続き後、補助要件を満たしていると認められ、かつ、補助金額が確定後、市から補助金確定通知書を送付します。

提出期限を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正がある場合は、補助金の交付ができません。また、補助金を交付した後に不正行為等が発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。

○ 完了実績報告に必要な書類等

- (1) 新発田市防災住宅リフォーム補助金完了実績報告書（第 23 号様式）
- (2) 防災住宅リフォーム工事を行った箇所の工事後（完了後）の現況写真
- (3) 市内施工者からの工事代金請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
 - ・ 新発田市住宅リフォーム補助金請求書（振込先記入）
 - ・ アンケート
 - ・ 補助申請時にリフォーム工事施工場所と申請者住所が異なる場合、リフォームした住宅に引越し後の住民票で続柄の記載のあるものを提出してください。

14. 補助金の請求

完了実績報告の手続き時に、補助金請求書を併せて提出してください。記入間違いによる振込不能防止のため、補助金請求書には振込先を記入せずに、通帳の写しを添付することも可能です。なお、振込先は普通預金口座のみとなります。

15. 新発田市の住宅リフォームに関するその他の補助・融資制度

補助金名称	担当課	担当係	電話番号（直通）
木造住宅の耐震診断	建 築 課	建築審査係	0254-26-3557
木造住宅の耐震改修等補助金			
危険ブロック塀等撤去工事補助金			
一般住宅リフォーム補助金			
中古住宅リフォーム補助金		空家・住宅 対策係	
住宅取得補助金			
〈空き家バンク〉お祝い補助金			
〈空き家バンク〉家財道具処分補助金			
景観形成支援補助金		景観行政係	
チャレンジゼロカーボン補助金	環境衛生課	生活環境係	0254-28-9120
障害者住宅整備補助金	社会福祉課	障がい福祉係	0254-28-9251
高齢者等住宅整備補助事業	高齢福祉課	高齢福祉係	0254-28-9200
水道水源保護地域等合併処理浄化槽 設置補助金	下 水 道 課	計画係	0254-23-7179
排水設備設置資金融資あっせん制度		業務係	0254-23-7178